

スポーツ大会等出場者報奨金交付基準

吉見町スポーツ協会

1 目的

吉見町スポーツ協会では国際的または全国的な規模で開催されるスポーツ大会に出場した個人選手または団体を讃え報奨金を交付し、もって一層のスポーツ振興を図る。

2 交付対象

- (1) 吉見町在住、在勤若しくは在学で交付対象大会の開催要項に基づき登録した個人選手。(以下、選手という)
- (2) 吉見町に所在する団体。(以下、団体という)

3 交付条件

- (1) 地区予選を経て出場権を獲得し、関東大会、全国大会または国際大会に出場した選手または団体。
- (2) 競技団体（注）の選考により県または全国で編成するチームの選手として関東大会、全国大会または国際大会に出場した選手または団体
(注) 競技団体とは公益財団法人埼玉県スポーツ協会に加盟する競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体または公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟する正加盟団体を表す。

4 交付対象大会

この基準において関東大会、全国大会及び国際大会とは次に定めるところによる。

- (1) 関東大会及び全国大会とは、県予選会または選考会などの選抜手続を経た関東規模または全国規模の大会で次に挙げるものをいう。
 - (ア) 国民スポーツ大会
 - (イ) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する大会
 - (ウ) 公益財団法人全国高等学校体育連盟または公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会
 - (エ) 公益財団法人日本パラスポーツ協会が認めたパラスポーツ全国大会
 - (オ) 文部科学省が主催する選手権大会
 - (カ) ねんりんピック（文化交流大会は除く）
 - (キ) 公益財団法人日本オリンピック委員会の正加盟団体が主催する大会（文化芸術に関する大会は除く）
 - (2) 国際大会とは、選考会などの選抜手続を経た国際規模の大会で次に挙げるものをいう。
 - (ア) オリンピック、パラリンピック、デフリンピック競技大会
 - (イ) 世界選手権大会（ジュニア大会含む）
 - (ウ) アジア大会（ジュニア大会含む）

- (エ) ユニバーシアード大会
(オ) その他、吉見町スポーツ協会理事会が認めるもの

5 交付金額

交付金額は、次の定めるところによる。

(1) 国際大会

- (ア) 選手・団体 ・・・原則5万円
ただし、吉見町スポーツ協会理事会の決定により追加
交付することができる。

（2） その他の大会

- (ア) 選手 ・・・ 20,000円
(イ) 団体 ・・・ 30,000円

6 交付申請

- (1) 交付金の申請は、出場者本人または関係者が別紙様式1により交付申請する。
 - (2) 申請期間は4月から2月末とする。
 - (3) 申請は最終上位大会終了後とする。

7 その他

この基準のほか、著しく活躍し、交付に値するとスポーツ協会長が特に認めたものについても対象とする。

令和5年4月1日より施行

令和7年4月1日より施行（改定）